

「報復攻撃」として ボーナスカット！！

12月5日に期末手当（ボーナス）の明細書が早川所長より直接渡されました。そして、明細書を受け取ったA組合員が支給金額を確認したところ、あろうことか5%カットされていることに気付き、A組合員はカットされる心当たりが無いので、カットの理由を南朴木首席助役に抗議しました。南朴木首席助役は「総合的判断です」と答えるのみで、A組合員が「誰が、どのように、判断したのですか？」と聞くと「支社が判断したのだから、私は知らない」と答えるのみで、明確なカット理由を明らかにしませんでした。これは、明らかに最高裁勝利判決に対する会社からの「報復攻撃」であるといえます。

最高裁の組合側勝利に対する会社の悔しさが、ボーナスカットに現れている！！

仮に、南朴木首席助役の言う「総合的判断」でボーナスカットすることは、誰にでも当てはまることです。ヒョットすると、次回はあるかもしれませんぞ！！ チョットした些細なミスは誰も起こすことであり、ミスをしない人間などいないのです。職場の多くの社員はチョットしたミスは、多かれ、少なかれ発生させているのです。

実際に現場管理者が運転無事故優秀社員表彰の申請を出し忘れ（4月に支給されるものが9月に支給）、表彰の対象者であるB社員に指摘されてはじめて気付き、大慌てで手続きを行い、南朴木首席助役がB社員に陳謝しているのです。ならば、申請を忘れた管理者も期末手当5%カットされているのでしょうか？おそらくカットされてはいないのでしょうか！

組合員のみなさん！ そして良識と常識のあるユニオン組合員のみなさん！

これまで組合情報「雄叫び」で明らかにしてきたように、この8年間、「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに組合掲示物の撤去は不当労働行為である」として、愛知県労働委員会に「救済申立」を行い、中央労働委員会、東京地方裁判所、東京高等裁判所、最高裁判所へと進み、本年10月15日「会社側の上告審として受理しない」とする最高裁判所の決定が出され、組合側の大勝利、会社側の大敗北に終わったのです。組合側への「報復攻撃」が、ボーナスカットとして現れているのです。